

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	138 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	127 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 60 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に、国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされている
ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 60 年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人が申立期間当時に居住していた市を管轄する年金事務所では、当時、国民年金被保険者資格を新規に遡って取得した者に過年度保険料が生じている場合には、過年度納付書を送付していたと思われるとしており、申立人は、申立期間に係る過年度納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚する際に父から国民年金に加入するように勧められたので、最寄りの区出張所で婚姻届を提出し、国民年金の加入手続も行い、2 か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2 か月と短期間であり、申立人は申立期間直後の昭和 49 年 4 月から平成 14 年 6 月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の昭和 49 年 2 月頃に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったほか、申立人は婚姻届を提出した際に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金の任意加入日と婚姻日が同一であることが申立人が所持する国民年金手帳及び戸籍で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 59 年に区役所で夫と一緒に国民年金に加入した際、過去 2 年分の国民年金保険料を納付することができることと聞き、加入手続前の 2 年分の保険料を夫婦で一緒に遡って納付した。申立期間の夫の保険料は納付済みと記録されているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 5 月頃に夫婦連番で払い出されており、この払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間直後の 58 年度の保険料を遡って納付していること、申立人の夫は申立期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から55年3月まで

私は、特例措置で5年間遡って国民年金保険料を納付することができるということを知り、約14万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年7月から55年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年5月頃に払い出されており、申立人の53年4月から同年6月までの期間の保険料は55年8月1日に、53年7月から同年9月までの期間の保険料は55年11月25日にそれぞれ還付決議されていることが特殊台帳で確認できる。当該還付決議時点で当該期間については保険料納付の時効が成立する前であることから、当該期間が未納であれば、誤納金額の全額を当該期間の保険料に充当していたはずであり、それを充当することなく全額還付していることから、還付当時は、当該期間は未納として記録管理されていなかったと考えられる。

しかしながら、昭和49年3月から53年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が遡って納付したとする金額は、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付で納付した場合の金額と大きく相違していること、申立人は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付で納付した場合の金額が14万円と異なるのであれば、申立期間のうち一部の期間の保険料を納付したのかもしれないと説明しているなど、保険料納付状況等の記憶が曖昧であること、当該期間のうち、49年3月は平成13年に国民年金被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは国民年金の未加入

期間とされていたことなど申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月及び同年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年8月から54年7月まで
② 昭和56年8月
③ 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和53年3月に短大を卒業した頃、市役所の職員二人が自宅を訪れ、国民年金保険料を納付するよう説得されて、アルバイトの収入から数千円程度の保険料を納付したことを記憶している。その後の申立期間②及び③の保険料は、納付書により金融機関で納付していた。

申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ1か月及び6か月と短期間であり、申立人が納付していたと説明する国民年金保険料の納付額は、当該期間当時の3か月分の保険料とおおむね一致しており、申立人が当時居住していた市における保険料の納付頻度は3か月ごとであったほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年9月11日に払い出されており、この払出時点では、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続の時期に関する記憶は無く、当該期間の保険料の納付期間、納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄には「昭和56年8月1日」と記載されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人は現在所持する手帳以外に年金手帳を所持したことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 8 月及び同年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで

私は、昭和49年8月に厚生年金保険適用事業所を退職後に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を勤務先近くの金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和50年4月頃に払い出されていることから、申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を3回適切に行っていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から61年1月まで
私の母は、家に入出入りしていた金融機関の職員に依頼して父母と私の3人分の国民年金保険料を納付していたと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人期間のうち昭和60年10月から61年1月までの期間については、62年11月に国民年金保険料の過年度納付書が作成されたことがオンライン記録で確認でき、その作成時点からみて、当該納付書は当該期間の保険料又は当該期間を含む保険料に係るものと推測されること、申立人は当該期間直後の61年2月以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、62年4月から平成2年6月までの期間については保険料を前納していることが確認でき、上記の過年度納付書を受け取った時期は保険料の前納に努めていた時期であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和57年10月から60年9月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の過年度納付書作成時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 12560

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、加入当初は収入も少なく、国民年金保険料を納付することができなかった。昭和52年頃からは収入も安定してきたので保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和52年頃から収入が安定してきたので、国民年金保険料を納付できるようになったと説明しており、同年10月から保険料の納付を開始し、申立期間を除き、平成元年3月まで10年以上の期間について保険料を全て納付していること、申立期間の前後の期間は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 52 年 11 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時に付加保険料の納付の申出を行った。53 年 1 月に結婚した後も 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間及び第 3 号被保険者を除き、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間の付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 52 年 11 月及び同年 12 月の付加保険料を含む保険料を現年度納付していること、婚姻後に国民年金に任意加入した際の付加保険料の申出及び始期は、申立期間当初の 53 年 1 月であることがオンライン記録で確認できること、申立人が所持する年金手帳には、婚姻日の同年 1 月 * 日付けで氏名変更及び住所変更を行っている旨が記載されており、変更手続を適切に行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から平成2年7月まで
② 平成3年1月から同年3月まで
③ 平成3年9月から4年9月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金に加入していなかったが、国民年金の加入案内通知が届いたので、母に国民年金の加入手続をしてもらい、その当時の国民年金保険料をその都度納付するとともに、未納であった2年分の保険料は遡って毎月遅れずに納付してもらっていた。母も私も充当・還付の通知を受けた記憶は無く、申立期間が保険料の未納期間及び充当期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成4年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年9月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は当該期間直後の同年10月以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付しているほか、同年同月から5年3月までの期間、その後の5年度及び6年度の保険料は現年度納付していることがオンライン記録で確認できること、過年度納付書が6年9月6日に作成されていることが確認でき、当該納付書は当該期間のうち4年8月及び同年9月の保険料に係るものと推測されるが、当該納付書の作成時期は上記のとおり、申立人が継続的に保険料の現年度納付を行っていた時期であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された平成4年9月頃の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は上記の手帳記号番号と厚生年金保険の記号番号が記載された手帳を1冊所持し、ほかの手帳を所持したことはないと説明しており、当該

期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②については、母親及び申立人は、当該期間の保険料の充当・還付の通知を受けた記憶は無いとしているが、当該期間のうち平成3年1月の保険料は時効期間経過後の5年3月に納付されたため3年2月分に充当されたこと、その後納付された同年2月の保険料は重複納付となるため同年3月分に充当されたこと、及び同年3月の保険料については、同年4月から保険料額が引き上げられたため同年同月分に充当することができず、5年5月31日に保険料を還付する決議が行われ、同年7月9日に還付金支払通知書が作成されたことがオンライン記録から確認できるなど、当該期間のうち3年1月の保険料については納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間③のうち、平成3年9月から4年3月までの期間については、母親及び申立人は当該期間の保険料の充当・還付を受けた記憶は無いとしているが、当該期間のうち3年9月の保険料は時効期間経過後の5年11月に納付されたため3年10月分に充当されたこと、その後に納付された同年10月の保険料は同年11月分に、同年11月の保険料は同年12月分に、同年12月の保険料は4年1月分に、同年1月の保険料は同年2月分に、同年2月の保険料は同年3月分に、重複納付となることから順次充当されたこと、及び同年3月の保険料については、同年4月から保険料額が引き上げられたため同年同月分に充当することができず、6年5月31日に保険料を還付する決議が行われ、同年6月24日に還付金支払通知書が作成されたことがオンライン記録で確認できるなど、当該期間のうち3年9月の保険料については納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の母は、昭和 63 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年1月頃に払い出され、同年2月23日に現年度納付書が発行されていることが申立人が当時居住していた市の国民年金保険料検認カードで確認でき、当該発行時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人が所持する「元年分の所得税の確定申告書(控)」に記載されている国民年金の支払保険料額は、申立人が同年に納付したとする当該期間の保険料、同年4月から同年8月までの期間の保険料、及び申立人の所持する預金通帳により同年に納付されていることが確認できる同年9月から同年12月までの期間の保険料を合計した額とおおむね一致していること、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和63年4月から同年12月までの期間については、上記の手帳記号番号払出時期及び現年度納付書の発行時期からみて、当該期間の保険料は平成元年以降に納付することとなるが、上記確定申告書(控)に記載された国民年金の支払保険料額に当該期間の保険料は含まれておらず、同年末時点で当該期間の保険料は未納であったと考えられること、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件43件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間①について保険料は時効により納付できず、申立期間②については当該期間当時に賞与支払届が提出されなかったため、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された支給控除一覧表から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる保

除料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、上記支給控除一覧表から、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は平成16年11月30日から17年9月6日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、当該期間に係る標準賞与額の届出を行っていなくても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生 年 月 日	:	
住 所	:	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から③までの標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間①及び②について保険料は時効により納付できず、申立期間③については当該期間当時に賞与支払届が提出されなかったため、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された支給控除一覧表から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間③について、上記支給控除一覧表から、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は平成19年1月20日から同年11月23日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、当該期間に係る標準賞与額の届出を行っていなくても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、当該期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間①について保険料は時効により納付できず、申立期間②については当該期間当時に賞与支払届が提出されなかったため、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された支給控除一覧表から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる保

険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、上記支給控除一覧表から、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は平成19年2月5日から同年12月5日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申立期間②に係る標準賞与額の届出を行っていないとしても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21942	男		昭和39年生		平成16年8月31日	7万9,000円
21943	女		昭和49年生		平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21944	女		昭和52年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21945	女		昭和46年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21946	女		昭和44年生		平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21947	男		昭和49年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21948	男		昭和37年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21949	男		昭和48年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21950	男		昭和46年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21951	男		昭和49年生		平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21952	女		昭和40年生		平成16年8月31日	7万9,000円
21953	女		昭和37年生		平成20年9月25日	20万7,000円
21954	女		昭和33年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21955	女		昭和32年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21956	男		昭和35年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21957	男		昭和28年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
21958	男		昭和42年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21959	女		昭和44年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
21960	女		昭和47年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21961	男		昭和32年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21962	女		昭和44年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21963	男		昭和35年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21964	男		昭和41年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21965	女		昭和42年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21966	男		昭和42年生		平成16年8月31日	7万9,000円
21967	男		昭和43年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21968	男		昭和45年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21969	男		昭和42年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21970	男		昭和43年生		平成16年8月31日	7万9,000円
21971	女		昭和47年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21972	女		昭和46年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21973	女		昭和48年生		平成16年8月31日	7万9,000円
21974	男		昭和45年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
21975	男		昭和47年生		平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21976	女		昭和49年生		平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21977	男		昭和39年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21978	女		昭和51年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21979	男		昭和37年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21980	男		昭和44年生		平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21981	女		昭和31年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
21982	男		昭和40年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
21983	女		昭和46年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21984	女		昭和50年生		平成17年8月31日	8万4,000円
21985	女		昭和48年生		平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
21986	女		昭和41年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円
					平成18年9月25日	4万4,000円
					平成19年9月25日	18万7,000円
					平成20年9月25日	20万7,000円
21987	女		昭和49年生		平成16年8月31日	7万9,000円
					平成17年8月31日	8万4,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 12 月 2 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 17 年 12 月 2 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与データ一覧等及び申立人から提出された賞与支給明細書等により、申立人は、平成 17 年 12 月 2 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与データ一覧及び賞与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 33 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
21988	女		昭和53年生		8万円
21989	男		昭和43年生		23万7,000円
21990	女		昭和54年生		10万円
21991	女		昭和44年生		25万6,000円
21992	女		昭和51年生		10万2,000円
21993	女		昭和22年生		10万円
21994	女		昭和58年生		16万8,000円
21995	女		昭和58年生		17万5,000円
21996	女		昭和39年生		24万4,000円
21997	男		昭和44年生		3万円
21998	女		昭和52年生		3万円
21999	男		昭和59年生		13万4,000円
22000	男		昭和56年生		14万8,000円
22001	女		昭和58年生		13万4,000円
22002	男		昭和33年生		29万2,000円
22003	男		昭和44年生		17万円
22004	女		昭和54年生		8万5,000円
22005	女		昭和52年生		5万5,000円
22006	女		昭和53年生		4万5,000円
22007	女		昭和53年生		4万8,000円
22008	女		昭和56年生		4万3,000円
22009	女		昭和25年生		4万3,000円
22010	女		昭和59年生		3万5,000円
22011	女		昭和37年生		37万6,000円
22012	男		昭和28年生		40万円
22013	女		昭和25年生		3万円
22014	男		昭和56年生		22万円
22015	女		昭和46年生		5万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
22016	男		昭和50年生		24万円
22017	男		昭和50年生		23万円
22018	男		昭和59年生		17万円
22019	男		昭和55年生		20万円
22020	男		昭和49年生		3万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 11 月 24 日は 146 万 3,000 円、20 年 11 月 28 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 11 月 24 日
② 平成 20 年 11 月 28 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 15 日付けで、150 万円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準賞与額については、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、A社から提出された貸金台帳から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年11月24日は146万3,000円、20年11月28日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所にて事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、A社は平成 20 年 7 月 9 日に当該賞与を支給したとして、23 年 9 月 7 日に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿によると、賞与支払年月日は 20 年 7 月 10 日となっていることから、当該賞与支払年月日を同年 7 月 10 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 13 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所にて事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、A社は平成 20 年 7 月 9 日に当該賞与を支給したとして、23 年 9 月 7 日に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿によると、賞与支払年月日は 20 年 7 月 10 日となっていることから、当該賞与支払年月日を同年 7 月 10 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、13 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 15 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所にて事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、A社は平成 20 年 7 月 9 日に当該賞与を支給したとして、23 年 9 月 7 日に事後訂正の届出を行っているが、上記源泉徴収簿によると、賞与支払年月日は 20 年 7 月 10 日となっていることから、当該賞与支払年月日を同年 7 月 10 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、15 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月は2万4,000円、同年11月及び同年12月は2万6,000円、41年1月及び同年2月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月8日から41年3月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、雇用保険の加入記録及び申立人が記憶する従業員の厚生年金保険の加入記録により、申立人はA社に昭和40年10月8日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、昭和40年10月は2万4,000万円、同年11月及び同年12月は2万6,000円、41年1月及び同年2月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成13年4月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年1月1日まで
② 平成13年3月23日から同年4月1日まで

B社で勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険の加入記録が同社のほかにA社、C社となっていることは承知しているが、同一の場所で継続して勤務しており、給与の遅配も無く保険料も引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び上司の供述により、申立人が当該期間にB社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人はD市に所在するB社で勤務していたとしているにもかかわらず、E市に所在するA社で厚生年金保険に加入しているところ、同社の経営に関わったとするF社の事務長は、「B社の従業員は、同社の理事長が経営していた別の会社で厚生年金保険に加入していた。」旨供述していることから、同社は、当該期間当時、厚生年金保険への加入について勤務先とは異なった取扱いがあったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年3月23日）より後の平成14年6月20日付けで、申立人を含む16人について、同社における資格喪失日を13年3月23日と遡って記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社は当該期間も従業員が5人以上在籍していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成13年3月23日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理が有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、上記上司の供述から、同年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成13年2月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び上記上司の供述により、申立人が当該期間にB社で勤務していたことは確認できる。

しかしながらB社及びA社の事業主は、所在不明等により、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記上司は、「給与明細は保有していないが、当該期間は倒産の危機があった頃なので給与から厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述している上、上記事務長は、「B社は、理事長が死亡し、倒産したため、当該期間当時の資料は保管していない。また、F社は、B社と所在地が同じであるが別法人であるため、当該期間当時の資料は保管していない。」と供述していることから、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、B社が加入していたG健康保険組合から提出された資料により、申立人に係る健康保険被保険者資格喪失日は、平成12年10月1日と記録されており、同社における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の記録に遡って訂正されている等の社会保険事務所による不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで及び同年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、平成 23 年 5 月に訂正届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 20 年 9 月から同年 12 月まで、21 年 2 月及び同年 3 月について、A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りにより納付していないことを認めて

いることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 1 月について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間について、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（32 万円）はオンライン記録（30 万円）よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 20 年 9 月から 21 年 1 月までは 41 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、平成 23 年 5 月に訂正届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる

厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 20 年 9 月から 21 年 1 月までは 41 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、平成 23 年 5 月に訂正届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主によ

る納付義務の履行については、事業主は届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 20 年 9 月は 36 万円、同年 10 月は 34 万円、同年 11 月及び同年 12 月はそれぞれ 38 万円、21 年 1 月は 34 万円、同年 2 月及び同年 3 月はそれぞれ 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、平成 23 年 5 月に訂正届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、訂正前の標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる

厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成20年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月はそれぞれ38万円、21年1月は34万円、同年2月及び同年3月はそれぞれ38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 23 年 6 月に賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 18 件（別添一覧表参照）

受付番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
22037	男		昭和23年生		48万9,000円
22038	男		昭和28年生		50万3,000円
22039	男		昭和24年生		47万9,000円
22040	男		昭和23年生		51万3,000円
22041	男		昭和52年生		47万9,000円
22042	男		昭和46年生		47万9,000円
22043	男		昭和49年生		47万9,000円
22044	男		昭和49年生		47万9,000円
22045	男		昭和53年生		47万5,000円
22046	男		昭和54年生		47万5,000円
22047	男		昭和52年生		47万5,000円
22048	男		昭和55年生		27万5,000円
22049	男		昭和50年生		47万9,000円
22050	男		昭和45年生		47万9,000円
22051	男		昭和38年生		47万9,000円
22052	男		昭和27年生		59万3,000円
22053	男		昭和44年生		47万9,000円
22054	男		昭和23年生		47万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年1月28日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月28日）の後の平成6年2月1日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、4年1月から5年12月までについて、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、当該訂正処理が行われた平成6年2月1日の時点で、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和58年7月1日から平成6年7月31日までの期間において、雇用保険に加入しており、従業員としての身分でA社に勤務していたことがうかがえる上、同社の元従業員1名は、「申立人は、同社の営業部長として営業に関する仕事をしており、経営に深く関わるようなことは無かった。社会保険や給与計算業務に関する指示は、事業主が行っていた。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 20 日は 34 万 2,000 円、20 年 12 月 18 日は 37 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 20 日
② 平成 20 年 12 月 18 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る平成 19 年分及び 20 年分の冬賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 19 年 12 月 20 日は 34 万 2,000 円、20 年 12 月 18

日は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 15 日及び 16 年 7 月 16 日はそれぞれ 15 万円、同年 12 月 17 日は 14 万 6,000 円、19 年 12 月 20 日は 15 万 7,000 円、20 年 12 月 18 日は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 15 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 17 日
④ 平成 19 年 12 月 20 日
⑤ 平成 20 年 12 月 18 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る平成 15 年 12 月分、16 年 7 月分及び同年 12 月分の給与明細表（賞与）、19 年分及び 20 年分の冬賞与明細並びに申立人から提出された各申立期間の給料支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年12月15日及び16年7月16日はそれぞれ15万円、同年12月17日は14万6,000円、19年12月20日は15万7,000円、20年12月18日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 7 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 74 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 5 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、平成 18 年 7 月 5 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、74 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年11月1日から18年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を13年11月1日、資格喪失日に係る記録を18年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、13年11月から15年3月までは22万円、同年4月から17年8月までは28万円、同年9月から18年3月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成19年3月1日から20年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を19年3月1日、資格喪失日に係る記録を20年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月31日から18年4月1日まで
② 平成18年4月から20年5月まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、同社の代表者が他地区に設立したB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かであり、手元に残っていた厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録並びにA社の事業主及び同僚の回答・供述から判断すると、申立人は、当該期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。
また、申立人から提出されたA社の平成13年11月から18年3月までの期間のもの

のと認められる給与明細書において、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間①当時の事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、当時の資料は無いが、上記給与明細書の支給金額給与合計から税金、社会保険料等を控除後の差引額を支給していたはずと供述している。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成13年11月から18年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を13年11月1日、資格喪失日を18年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額から、平成13年11月から15年3月までは22万円、同年4月から17年8月までは28万円、同年9月から18年3月までは26万円とすることが妥当である。

一方、A社は、オンライン記録によると、平成9年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る商業登記簿謄本には、解散等の記載は無く、上記の事業主及び同僚の回答等から判断すると、申立期間①において、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録及びB社の社会保険事務担当者の回答から判断すると、申立人は、同社設立時である平成18年7月から継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたB社の平成19年3月から20年4月までのものと認められる給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間②当時の事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、当時の資料は無いが、上記給与明細書の支給金額給与合計から税金、社会保険料等を控除後の差引額を支給していたはずと供述している。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成19年3月から20年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日を19年3月1日、資格喪失日を20年5月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額から、41万円とすることが妥当である。

一方、B社は申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、雇用

保険の加入記録によると、申立人を含め3人が平成18年8月1日に同社で資格を取得していることから判断すると、同年8月1日以降は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてB社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 A社に係る申立期間①のうち、平成9年3月31日から13年11月1日までの期間については、上述のとおり、申立人は、当該期間も継続して同社に勤務していたことは認められるものの、事業主は申立期間①における賃金台帳等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人も9年3月から13年10月までの給与明細書を保持していないため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、B社に係る申立期間②のうち、平成18年4月から19年3月1日までの期間については、同社は当該期間における賃金台帳等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人も18年4月から同年7月までの給与明細書を保持していない。また、同年8月から19年2月までの期間については、申立人から提出された当該期間のものと認められる給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、平成9年3月から13年10月までの期間及び申立期間②のうち、18年4月から19年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時、社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における厚生年金保険の標準報酬月額の決定額と相違している。当時提出した上記通知書の写しを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、3万9,000円と記録されているところ、申立人から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写しによると、昭和49年8月2日付けの管轄社会保険事務所による確認印が押されていることから、同社は、申立人に係る同年10月からの標準報酬月額を7万2,000円に決定する旨の届出を行っていたことが確認できる。

また、上記通知書の写しには、申立人を含め8人についての記載があるところ、A社に係る事業所別被保険者名簿における当該8人について、申立人を含め3人の記録は無く、他の一人は、記録はあるものの当該記録上に取消線があり、残りの4人は届出どおりの記録が確認できる。

さらに、A社の管轄年金事務所は、上記通知書の写しと上記被保険者名簿の記録が不一致となっていることについての理由は不明と回答していることから、社会保険事務所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（7万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月21日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る辞令書及び従業員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年12月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、13 年 12 月から 15 年 10 月までは 44 万円、18 年 7 月は 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 12 月 21 日から 15 年 11 月 1 日まで
② 平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の保険料控除額に見合ったものとなっていない。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、平成 18 年 7 月について、その主張する標準報酬月額（平成 13 年 12 月から 15 年 10 月までは 44 万円、18 年 7 月は 56 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人から提出のあった平成 14 年分、15 年分及び 18 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額及び給与支払金額は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、A社B支社の事業主は、申立人が提出した給与明細書について、確認できる資料等が無いことから同社が発行したものであるか不明である旨回答しているが、同社の複数の元同僚及び従業員から提出のあった給与明細書は、申立人が提出した給

与明細書と同じ様式であることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成 13 年 12 月から 15 年 10 月までは 44 万円、18 年 7 月は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料等が無いことから不明である旨回答しているが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②のうち、平成 18 年 8 月の標準報酬月額の相違についても申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった平成 18 年 8 月分の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 49 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であつたが、賞与が支払われたことから、同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあつた申立人に係る賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 6 月 10 日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、上記厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 7 月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録から、事業主は、平成 16 年 6 月から 17 年 4 月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

このため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があ

った場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っておらず、また、同法第 75 条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、49 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間は育児休業期間中であつたが、賞与が支払われたことから、同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあつた申立人に係る賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 6 月 10 日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、上記厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 7 月に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録から、事業主は、平成 16 年 4 月から同年 9 月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

このため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があ

った場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っておらず、また、同法第 75 条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、34 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年7月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成15年7月28日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から同年10月1日まで
② 平成15年7月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社から入手した賃金台帳を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際に賞与から控除されていた保険料に見合う標準賞与額と相違している。これについても会社から入手した賞与台帳を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成13年7月から同年9月までの期間について、申立人から提出のあった賃金台帳（A社が作成）の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して届け出していないこと、また、当該標準報酬月額に基づく保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成13年4月から同年6月までの期間について、上記賃金台帳の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるものの、当該賃金台帳の写しにおいて確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額が、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

したがって、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるものの、当該控除額に見合う標準報酬月額より報酬月額に見合う標準報酬月額が低く、当該報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間②について、申立人から提出のあった賞与台帳（A社が作成）の写しにより、申立人は、平成15年7月28日に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記賞与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②について、上記賞与台帳の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う賞与額を社会保険事務所に対して届け出していないこと、また、当該標準賞与額に基づく保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月11日、19年7月6日及び同年11月30日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月11日は37万5,000円、19年7月6日は40万円、同年11月30日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、平成20年7月4日に係る標準賞与額50万円、同年12月12日に係る標準賞与額53万円のそれぞれに相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、同年7月4日に係る標準賞与額を50万円、同年12月12日に係る標準賞与額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月11日
② 平成19年7月6日
③ 平成19年11月30日
④ 平成20年7月4日
⑤ 平成20年12月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の源泉徴収票及び銀行取引明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成18年12月11日、19年7月6日、同年11月30日、20年7月4日及び同年12月12日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、と

いう厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成18年12月11日、19年7月6日及び同年11月30日については、本件申立日（平成22年6月17日）において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから特例法を適用し、20年7月4日及び同年12月12日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①、②及び③については、申立人は、当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないが、申立人から提出された銀行預金通帳及び銀行振込記録により、当該期間においてA社から賞与支給月以外の月の約2倍強の振込額が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る課税資料及び複数の同僚の賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人に係る銀行振込額から判断すると、平成18年12月11日は37万5,000円、19年7月6日は40万円、同年11月30日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④及び⑤については、申立人の当該期間に係る銀行振込記録及び平成20年分課税資料並びに同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は当該期間に係る標準賞与額（申立期間④は50万円、申立期間⑤は53万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成20年7月4日は50万円、同年12月12日は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和40年1月14日、資格喪失日が同年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、本店からC支店に異動になったが、継続して勤務していた。B社は訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職期間証明書及び「年金記録に係る確認申立に関する理由書」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年5月1日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業

主が資格喪失日を昭和 40 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月10日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年12月分賞与一覧」及び「給料支払明細書（控）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「平成19年12月分賞与一覧」及び「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件7件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
22078	女		昭和30年生		平成19年12月10日	47万 6,000円
22079	男		昭和19年生		平成19年12月10日	76万 2,000円
22080	男		昭和36年生		平成19年12月10日	76万 2,000円
22081	女		昭和52年生		平成19年12月10日	9万 5,000円
22082	男		昭和23年生		平成19年12月10日	9万 5,000円
22083	男		昭和50年生		平成19年12月10日	28万 5,000円
22084	男		昭和51年生		平成19年12月10日	4万 7,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年3月まで
私の父は、私が平成7年4月に厚生年金保険適用事業所に就職する頃に国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年4月頃に払い出され、当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、申立人は、当該払出時期を含む6年度から10年度までは未納期間とされ、11年度において被保険者資格喪失処理がされており、当該喪失時期まで被保険者期間として記録管理されていたことが確認できること、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親は、加入手続時に保険料の一部を納付した後は納付していなかったと思うと説明しているほか、7年4月の申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続に関する記憶が曖昧であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで
私の母は、私が大学生であった時に申立期間の国民年金保険料を免除申請してくれた。申立期間の保険料が免除とされておらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付及び保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の母親は、申立人が学生であった時に申立人の国民年金の加入手続をし、最初の保険料は納付したが、その後は免除申請手続は行っていないと思うと説明していること、申立人の弟は、学生であった平成6年1月から同年3月までの期間の保険料は未納となっていることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年5月までの期間、同年12月から52年1月までの期間、同年3月から53年9月までの期間及び同年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から49年6月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで
③ 昭和50年1月から同年5月まで
④ 昭和50年12月から52年1月まで
⑤ 昭和52年3月から53年9月まで
⑥ 昭和53年12月から54年3月まで

私は、最初に勤務した厚生年金保険適用事業所を退職した後に、国民年金に加入し、加入後は経済的に余裕がある時に数か月分まとめて国民年金保険料を納付していた。申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び婚姻時の国民年金被保険者資格喪失の届出手続に関する記憶が曖昧である。

申立期間①、③、④、⑤及び⑥については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和60年1月頃に払い出されており、当該払出時点でこれらの期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほか別に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、これらの期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、国民年金の加入手続時に当該期間は厚生年金保険

の被保険者期間として誤って申告したことを記憶しており、上記手帳記号番号払出時期の昭和60年1月14日に、当該期間に係る49年7月1日の被保険者資格喪失及び50年1月1日の同取得の記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間及び49年10月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和49年10月から54年6月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれた。私は、申立期間①の国民年金保険料を結婚後に一括で納付し、申立期間②の保険料は定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親から当時の加入状況を聴取することができず、申立人は申立期間の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和56年8月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から58年8月まで
私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後は毎回、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和57年7月に厚生年金保険の資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料は送付されてきた納付書で納付していたと説明しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間前の国民年金被保険者資格の取得日が52年3月1日、喪失日が同年9月19日、次の取得日が53年4月12日、喪失日が54年10月21日、申立期間後の資格取得日が61年9月27日、喪失日が平成元年3月1日と記載されている一方、申立期間は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から7年3月まで

私は、平成7年4月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料の未納通知書が届いたので、未納となっていた保険料を市役所でまとめて1回で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年4月に払い出されており、この払出時点では申立期間のうち5年1月及び同年2月は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち平成5年3月から6年3月までの期間は、上記の手帳記号番号の払出時点では保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は未納の通知を受けて当時居住していた市で保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人の戸籍の附票、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれにも当該市の住所の記載は無いほか、当該市では過年度保険料の収納取扱いは行っていなかったとしている。

加えて、申立期間のうち平成6年4月から7年3月までの期間は、上記の手帳記号番号の払出時点では保険料を現年度納付することが可能であるが、申立人が納付したと説明する金額は当該期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年12月までの期間、54年4月から55年3月までの期間及び同年8月から58年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年1月から同年12月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで
③ 昭和55年8月から58年10月まで

私の母は、私が20歳になった昭和53年頃にA市で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、B市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が主張する昭和53年頃ではなく、55年7月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶が無いことなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①のうちの53年1月から同年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、戸籍の附票によれば、53年7月から54年5月までの期間は、C国に居住していることが確認できることから、海外居住期間である申立期間①のうちの53年7月から同年12月までの期間及び申立期間②のうちの54年4月は、申立期間当時の制度において国民年金の適用除外期間である。これらのことを踏まえると、当該期間は、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②のうちの昭和54年6月から55年3月までの期間及び申立期間③は、戸籍の附票によれば、申立人の母親はA市に住所を定めているものの、申立人はB市に住所を定めていることが確認できることから、当該期間に係る保険料の納付書は、

A市に住所を定めている母親に送付されなかったものと推認でき、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①、②及び③の保険料は未納であることが確認でき、当該納付状況はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和60年3月に会社を退職後、A区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと思う。年金手帳にも私が申立期間において国民年金に加入していたことを示す記録がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によれば、平成3年5月1日に追加され未納期間として整備されていることが確認できる。このことから、申立期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間は、当該記録が追加された時点において、時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、「年金手帳にも私が申立期間において国民年金に加入していたことを示す記録がある。」と主張しているものの、申立人の所持する年金手帳は、昭和61年3月29日に再交付されたものであり、当該手帳の申立期間に係る「被保険者の種別」欄には、61年4月から設けられた第1号被保険者を表す「1号」と記載されていることが確認できることなどから、当該手帳の申立期間に係る加入記録は、61年4月以降に記入されたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年8月まで

私は、20歳になった昭和50年*月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和53年9月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在当該手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持しており、「別の年金手帳を所持していた記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、50年3月から51年6月までの期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、当該手帳記号番号の払出しの時点は、第3回特例納付の実施期間内であり、同特例納付により納付することが可能であるものの、申立人は、「国民年金に加入したとするなら20歳になった50年*月以外に考えられず、遅れて加入して、今までの未納保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 58 年 3 月まで

私の妻は、私が昭和 54 年 11 月に会社を退職した後、すぐに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。妻の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、昭和 54 年 11 月に会社を退職した後、すぐに夫婦二人の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の 58 年 8 月 5 日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「現在所持する手帳以外に所持した記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、54 年 12 月から 56 年 6 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人の妻の手帳記号番号は、前述の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の当該手帳記号番号の払出日より前の 55 年 5 月 29 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を過年度納付することが可能な期間であるものの、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「夫婦二人分の保険料は毎月納付していた。」と述べていることから、申立人の妻が当該期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年3月まで

私の父は、学生も国民年金の強制加入適用とされたことから、私の国民年金の加入手続をしてくれた。加入当初は国民年金保険料を納付していたが、その後納付が困難となったため、申立期間について保険料の免除を申請した。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人は国民年金の加入手続及び申請免除手続に関与しておらず、申立人の国民年金の申請免除手続を行ったとする父親から免除申請の時期及び方法について聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は平成3年度及び4年度の両年度にわたるため保険料の免除を受けるためには2回の申請免除手続が必要であるが、申立人及びその母親は、申立人の父親が免除申請を申請した回数について憶^{おぼ}えていないとしていること、平成7年1月に申立期間の一部の期間のものとみられる過年度納付書が発行されていることがオンライン記録で確認できることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人の父親が申立人の国民年金の申請免除手続を行ったことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から同年6月までの期間及び同年8月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から同年6月まで
② 昭和58年8月から61年9月まで

私は、昭和58年2月に会社を退職した後、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、61年頃に区役所職員が自宅に来て、保険料が未納となっていると言われたので保険料を分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和61年頃に、区の職員に保険料の未納を指摘され、未納分の保険料を分割して納付するとともに、その時期の現年度保険料を納付したと説明しているが、申立期間①については、平成18年12月1日に当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が整備されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、申立期間②直後の61年10月及び同年11月分の保険料を納期限内の同年11月に納付した後、同年12月から厚生年金保険に加入する前の63年9月までの期間の保険料について、平成元年1月から2年10月までにかけて8回に分けて過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人が保険料を過年度納付したとする説明は、この時期の過年度納付の状況に合致していること、上記の申立期間②直後の保険料を納付した61年11月時点では申立期間のうち59年9月以前の期間が、最初に過年度納付をした平成元年1月時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成6年4月に就学のため勤務していた施設を1年間休職した。就学の間は共済組合に未加入となるため、国民年金の加入手続は私又は当時勤務していた施設の担当者が行い、国民年金保険料を金融機関から納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、加入場所、及び保険料額の記憶が曖昧であるほか、保険料の納付書の納付単位は年4回の3か月ごとの納付であったと思うとしているが、申立期間当時は毎月納付であり、納付頻度に関する記憶も曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、共済組合の記号番号が基礎年金番号として付番されていること、平成13年4月2日に、申立期間に係る6年4月1日の被保険者資格取得及び7年4月1日の同資格喪失が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、申立期間当初の時期に転居し、しばらくして未納となっていた期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、夫が郵便局で納付してくれた。その後は、集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者台帳には、申立期間のうち昭和37年4月から同年12月までの期間の欄に「時効消滅」と記載されていることから、この期間の保険料は未納のまま時効期間が経過したと考えられるほか、転居先の市の国民年金被保険者名簿には「37.6.21 変更」及び「職権転入、不在被保険者」の記載が認められ、社会保険事務所（当時）の被保険者台帳には「転入進達により判明 42.8.21」の記載が認められることから、申立人は、当該市へ転居した37年6月21日から転入進達が行われた42年8月21日までの期間は不在被保険者として取り扱われていたと考えられる。

また、申立人の夫は、時期は憶^{おぼ}えていないがまとめて保険料を納付したのは1回だけであったと説明しており、申立期間直後の昭和42年4月から43年3月までの期間の保険料は職権転入後の43年3月11日に一括で現年度納付されていることが上記被保険者名簿及び被保険者台帳で確認でき、夫が一括で納付したのは当該期間の保険料と考えられること、当該納付時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、夫は納付した保険料額の記憶が曖昧であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年6月まで

私の父は、私が会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和61年1月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は現在、厚生年金保険の手帳記号番号及び国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しているが、ほかの年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から57年6月まで

私は、妻と一緒に暮らし始めた昭和55年春頃に互いにそれまでの国民年金保険料を納付していなかったことを知った。区役所から「今なら過去に遡って未納分の保険料を払える。」と言われ、それまでの夫婦それぞれの未納分を4回に分け、合計30万円くらいの納付書を作成してもらい、妻に納付してもらった。また、その後の保険料は妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が無く、申立人に代わり加入手続をしたかもしれないと説明する妻及び申立人の母親も加入手続に関する記憶が無いほか、口頭意見陳述において、申立人夫婦から当時の納付状況等を聴取したが、申立人夫婦は保険料を遡って納付した納付期間に関する記憶が曖昧であり、夫婦二人合わせて30万円くらいと説明する申立期間の保険料額は、昭和55年当時に申立期間のうち55年度までの保険料を現年度納付、過年度納付及び特例納付した場合の保険料額と、妻の同年度までの国民年金加入期間の保険料を現年度納付及び過年度納付した場合の保険料額を合計した額と相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和59年4月頃に払い出されており、この払出時点では特例納付実施期間は既に終了しており、保険料を納付する場合には過年度納付することが必要となるが、申立期間の大半の期間は時効により保険料を納付することができないほか、申立人夫婦及び母親は申立人が現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳になった頃に父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた時、あるいは夫と一緒に暮らし始めた昭和 55 年春頃に互いにそれまでの保険料を支払っていなかったことを知り、それまでの夫婦二人の未納保険料として 30 万円くらいを同年春から同年 10 月の挙式前後までの間に納付書により実家の店に来ていた金融機関の集金人に私が支払った時、のいずれかの時期に納付したと思う。

どちらかで納付したのは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料を父親か自身が遡って納付したと説明するなど、納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたかもしれないとする申立人の父親は、申立人の国民年金への加入手続、年金手帳に関する記憶が無く、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧であるほか、「保険料を最初の 3、4 か月は払ってなかったが、その後娘が勤めるまでにまとめて納付した。」と説明するものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が申立期間後に厚生年金保険に加入した後の昭和 56 年 4 月に払い出されていることが確認できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は遡って夫婦二人の保険料を自身で集金人に納付したと説明しているが、申立人は納付期間に関する記憶が曖昧であり、夫婦二人合わせて 30 万円くらいと説明する申立期間の保険料の納付額は、昭和 55 年当時に申立期間及びその後の 55 年度

までの保険料を現年度納付及び過年度納付した場合の保険料額と、夫の 52 年 9 月から 55 年度までの保険料を現年度納付、過年度納付及び特例納付した場合の保険料額を合計した額と相違するほか、申立人の手帳記号番号の払出時点では、特例納付実施期間は既に終了していて保険料を納付する場合には過年度納付することが必要となるが、申立期間のうち 53 年 12 月は時効により保険料を納付することができず、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月及び同年 11 月

私は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）」を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている平成 17 年の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）」（以下「控除証明書」という。）を所持していることをもって、申立期間の保険料を納付していたはずであると申立てをしており、当該控除証明書には申立期間の保険料が納付済みと記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は海外に転出したことにより申立期間中の平成 17 年 11 月 28 日に申立人の母親を国内の協力者とする国民年金の任意加入を行い、同年 12 月 5 日に発行された納付書により申立期間直後の同年 12 月から 18 年 3 月までの期間の保険料を 17 年 12 月 26 日に前納で納付していることが母親が所持していた領収証書で確認でき、その後、当該任意加入期間は同年 12 月 15 日に資格喪失とされたことに伴い、納付済みであった同年同月から 18 年 3 月の保険料が同年 1 月 6 日に保険料の還付処理及び申立期間への充当処理がされたことがオンライン記録で確認できることから、申立期間は当該充当処理が行われる以前は未納期間であったと推察され、その後、同年同月 16 日に当該喪失処理が取り消されたことにより同年同月 26 日に当該処理に伴う保険料の還付及び充当処理も取り消され、当初の任意加入被保険者資格喪失前の納付記録に戻ったことが、オンライン記録で確認できる。

また、申立人が所持する「控除証明書」は、毎年 10 月から同年 12 月までの間初めて保険料の納付があった被保険者を対象に作成される様式で、毎年 1 月 20 日頃に作成され、2 月 1 日から 3 日までの間に発送するものであることから、申立人が所持する「控

除証明書」には、前述の平成18年1月26日の充当処理の取消しが反映されておらず、保険料を納付したことを示す資料には当たらない。

さらに、申立人の母親は、平成17年12月5日に発行された領収日付印が無い同年10月から18年3月までの3枚綴りの納付書を所持していることから、当該納付書発行時点では申立期間は未納期間であったと考えられ、母親は同日に発行された申立期間直後の17年12月から18年3月までの「17. 12. 26」の領収日付印がある前納の領収証書を所持しているものの、申立期間の保険料は納付していないと説明しているほか、申立人は海外に出国する前に申立期間の保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から63年9月まで

私が会社を退職した昭和54年7月頃に父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。上京後の昭和60年4月以降は、私が金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和60年3月以前については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成2年12月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の昭和63年10月まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月まで
② 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①については、私が雇用保険基本手当の受給後の昭和 51 年 4 月に母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私が父の経営する会社を退職した 54 年 4 月に夫が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を市役所で行い、その場で 3 か月分の保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親又は夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、自身が退職して雇用保険基本手当を受給した後の昭和 51 年 4 月に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 54 年 7 月 12 日に任意加入したことにより払い出されていることが、所轄年金事務所の手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳と申立人が所持する年金手帳から確認できる。

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、当該期間はオンライン記録上、未加入期間とされているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、当該期間に係る任意加入被保険者の資格得喪の手書きの記載が認められる。しかしながら、当該期間が任意加入適用となる理由は特に考えられないことなど、被保険者資格の記載等が適切でない状況が認められ、仮に、当該期間について、申立人が被保険者資格を取得していたとしても、上記の手帳記号番号払出時点では、当時実施されていた第 3 回特例納付による納付以外に当該期間の保険料を納

付することができないが、申立人の夫は遑って保険料を納付したことはないとしているなど、申立人の母親及び夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、上記のとおり、申立人は当該期間直後に任意加入していることが確認できるほか、被保険者台帳の昭和 54 年 6 月欄には「本月以前無資格」の記載も認められ、当該期間は任意加入前の未加入期間であることが確認できるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの期間、平成 4 年 12 月から 5 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月まで
② 平成 4 年 12 月から 5 年 1 月まで
③ 平成 5 年 3 月から同年 7 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれただけである。申立期間②及び③の保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から保険料の納付状況等を聴取できないため当時の状況が不明である。

また、申立人は 20 歳になった時に、母親が実家所在地の市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の 20 歳当時の住所は、実家所在地の市で住民登録していなかったことが戸籍の附票で確認でき、当該市では加入手続を行うことができない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 9 月に払い出されており、この払出時点で当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であること、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳と国民年金手帳の記号番号のみが記載された年金手帳との 2 冊を所持しているが、ほかに母親から別の年金手帳を渡された^{おぼ}覚えはないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が当該期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、これらの期間はいずれも平成8年3月6日に、5年2月及び同年8月から12月までに期間について第3号被保険者該当の特例届出が行われた際に、第1号被保険者期間として記録整備されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点では、これらの期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年6月まで
私の父は、私の大学卒業後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年9月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の59年7月から61年3月までの期間の保険料は納付されていることがオンライン記録及び領収証書で確認できるが、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年7月まで

私は、平成4年8月に転居した区の区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、婚姻前の元妻の分を含め二人分の国民年金保険料を納付した。また、翌年に転居した市では、前住地で納付できなかった分も含め、二人分の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成4年8月に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の8年2月頃に払い出されており、申立期間は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人が保険料を一緒に納付したとする元妻の申立期間の保険料も未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

当委員会における口頭意見陳述において、申立人は、ねんきん特別便には申立期間当初に転居した区の居住期間に係る納付記録が記載されていたが、その後に納付記録が消えてしまったと主張しているほか、所持する年金手帳に厚生年金保険の記号番号が重複取消しされた記載があることから、この重複取消しの際に以前の国民年金手帳の記号番号や申立期間の納付記録が消えてしまったと主張しているが、オンライン記録では、上記手帳記号番号以外の手帳記号番号が申立人に対して払い出された記録は無く、上記手帳記号番号及び基礎年金番号においても納付の取消しの記録は確認できない。また、申立人は、国民健康保険の加入手続きをした際に、自動的に国民年金にも加入したはずだと主張しているが、申立人が居住していた区及び市では、国民健康保険の加入手続きを行う

と自動的に国民年金も加入となるということはなく、それぞれの加入手続が必要になるとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 6 月まで

私は、時期はよく憶^{おぼ}えていないが、区役所で国民年金の加入手続きを行い、20 歳からの国民年金保険料を遡^{おぼ}って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 52 年 10 月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の 50 年 7 月まで遡^{おぼ}って保険料が過年度納付されているが、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの期間及び53年4月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年3月まで
② 昭和53年4月から56年4月まで

私は、20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、学生の間は加入を勧めた祖母に援助してもらい国民年金保険料を納付していた。その後、昭和53年4月に会社を退職して転居した区で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同年10月の婚姻時には氏名変更も行い、引き続き保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、婚姻後の昭和56年5月に任意加入したことにより払い出されており、当該資格取得日前の期間は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人と同様に祖母が国民年金の加入を勧めたとする申立人の妹は婚姻前の期間は国民年金に加入していないこと、申立人は厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳と上記払出しにより付番された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳とを所持しているが、ほかの手帳は所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月並びに同年10月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月及び同年3月
② 昭和46年10月から平成元年1月まで

私と元夫は、夫婦一緒に国民年金に加入し、元夫は夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年1月頃に払い出されており、申立期間①については、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったが、夫婦二人分の保険料を納付したとする元夫も当該期間の保険料が未納であること、申立期間②については、元夫も当該期間のうち49年10月から50年6月までの期間及び59年10月から60年12月までの期間の保険料が未納であること、当該期間当時に申立人が居住していた区で管理する国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に「不在」と、国民年金被保険者名簿の備考欄に「不在被保険者 46年8月」及び「46年8月9日 転出予定」と、57年12月14日現在の年度別納付状況リストの区分欄に「フザイ」とそれぞれ記載されており、オンライン記録においても被保険者記録に不在判明年月「平22.6」と、住所変更履歴の変更年月日に「平成22年6月25日」とそれぞれ記載されていることが確認でき、当該期間当時に居住していた区では申立人は国民年金被保険者として把握されておらず、不在被保険者として扱われていたと考えられることなど、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたとことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年4月までの期間及び52年6月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から49年4月まで
② 昭和52年6月から59年3月まで

私は、21歳か22歳の頃に市役所から国民年金に加入するようこの連絡があったため国民年金の加入手続を行い、その際2年分近くの国民年金保険料を遡って納付し、その後の保険料も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち58年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和59年1月から同年3月までの期間の保険料を時効期間経過後の61年6月6日に納付したため、当該保険料はその直後の59年4月及び同年5月の保険料に充当され、差額が還付されていることがオンライン記録で確認できるほか、当該納付時点で申立期間は保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 5 月から 14 年 6 月までの期間及び 15 年 3 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 5 月から 14 年 6 月まで
② 平成 15 年 3 月から同年 5 月まで

私の母は、私が短大を卒業した時に私の国民年金の加入手続を行い、加入時から国民年金保険料を納付してくれていた。母は、平成 11 年 5 月から私の保険料を納付してくれなくなったが、その未納期間もその後に区役所に納付したいと申し出て、郵送された納付書で遡って保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立人の保険料の納付を再開した時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間①の保険料は 4 回ぐらいに分けて納付したと説明しているが、申立期間②を含め保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が定かでない。

申立期間①については、当該期間直後の平成 14 年 7 月から 15 年 2 月までの保険料は 16 年 8 月 11 日に納付されていることが申立人の所持する「納付書・領収（納付受託）証書」で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間②については、当該期間直後の平成 15 年 6 月から 16 年 2 月までの保険料は 17 年 7 月 6 日に納付されていることが申立人の所持する「納付書・領収（納付受託）証書」で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年2月まで
私の母は、私が平成4年11月に厚生年金保険適用事業所を退職したため、市役所で私の国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に関与しておらず、切替手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、切替手続きの時期、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載され、その当時に居住していた市の押印が確認できる一方、申立期間に再加入したことは記載されていないほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から49年9月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が20歳になった時に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年10月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことを母親から聞いたことはないと説明している。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳は母親から渡されたが、この手帳以外の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの期間、11年4月から同年11月までの期間及び14年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から7年3月まで
② 平成11年4月から同年11月まで
③ 平成14年4月から同年7月まで

私は、20歳の時に国民年金の加入手続を行い、毎年国民年金保険料の免除申請をしていた。22、23歳の時は区役所の出張所で免除申請をしていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人から保険料の免除申請の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、申立人は22、23歳の時は、当時居住していたとする区役所の出張所で免除申請手続を行ったと説明しているが、当該区役所の出張所（現在は、特別出張所）では、国民年金制度発足当初から免除申請の受付業務を行っていないと説明しているほか、申立人の平成7年度の免除申請日は7年5月16日であることがオンライン記録で確認でき、当時、免除期間の始期は申請した日の属する月の前月とされており、当該申請日に免除申請を行った場合には、当該期間は免除期間とすることができない期間である。

申立期間②及び③については、それぞれ免除申請日は平成12年1月13日及び14年9月6日であることがオンライン記録で確認でき、申請免除期間の始期はそれぞれ11年12月及び14年8月と記録されており、当該申請日時点では、前述のとおり、当該期間はいずれも申請免除期間とすることができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、

申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 54 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった翌月の昭和 51 年*月頃に、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してくれていた。姉は、20 歳からの国民年金の任意加入期間の保険料の納付記録が平成 23 年に回復したが、母は姉と同じように私の 20 歳からの付加保険料を含む保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 57 年 7 月 2 日に払い出されており、申立人は同年 6 月 16 日に初めて強制加入により国民年金被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 13 日から 42 年 9 月 13 日まで
② 昭和 44 年 10 月 20 日から 47 年 3 月 26 日まで

前回、申立期間②に勤務したA社に係る脱退手当金支給記録の訂正の申立てをしたときには、申立期間①に勤務したB社に係る脱退手当金については、同社を退職したときに、最後の給料と一緒に脱退手当金を受け取ったと思い、申立てをしなかったが、退職してから約2年後に支給記録があることから最後の給料と一緒にもらったとは思えず、支払先も会社ではなく、C銀行D支店となっており、支給金額も大した額ではないと思っていたら、2万円であり、2万円であれば覚えているはずなので、当該脱退手当金については受給していない。このため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②に係る脱退手当金については、前回、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、脱退手当金裁定請求書の名前が「E」ではなく、「F」となっていることから、自分で記載したとすれば間違えるはずがなく、支払先の金融機関についても記載していないので、第三者委員会の審議結果に納得できない。支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金については、申立人は、前回は、申立期間②に係る脱退手当金支給記録の訂正の申立てのときには、「B社を退職したときに、最後の給料と一緒に脱退手当金を受け取った。」と供述をしていたところ、今回、申立人は、上記申立内容の要旨に記載の理由から受給していないと申し立てているが、例えば、その主張する「支給金額も

大した額ではないと思っていた。」という点については、前回の申立時点で既に当該脱退手当金の支給記録を年金事務所において確認しているはずであり、仮に、確認をしていなかったとしても申立期間①の厚生年金保険被保険者期間が、申立期間②の被保険者期間の約2倍近くあること等から「大した額ではない」とは言えないことが分かっていたはずであると考えられることなどからも、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の当該脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間①に勤務したB社を退社後の昭和44年5月13日に支給決定されており、この支給決定に関しては、年金事務所による根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金計算書」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び脱退手当金計算書の記載内容とオンライン記録は一致している。この裁定請求書については、申立人は、自ら作成したことを認めていることから、当該脱退手当金の請求は申立人の意思に基づき行われたものと認められる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定されたこととされる昭和44年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、脱退手当金支給決定通知書類と共に請求者に返還することとされていたことから、「脱」の表示のある厚生年金保険被保険者証を保有する者は、当該脱退手当金の請求手続きを行い、社会保険事務所から当該被保険者証の返還を受けるとともに、当該脱退手当金支給決定通知書類を受け取っているものと認められるところである。申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者証を保有しており、当該被保険者証には「脱」の表示（押印）が2つ確認できる。これらの表示は、申立人に係る脱退手当金の支給記録からみて、1つは申立期間①に係る脱退手当金、もう1つは申立期間②に係る脱退手当金の支給手続きの際に、それぞれ押印されたことと認められる。これらのことから、申立人に申立期間①に係る脱退手当金が支給されたものと考えられる。

なお、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さやうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立期間についても申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、ii) 申立期間②に係る脱退手当金裁定請求書には、払渡店として申立期間①と同じ銀行支店名が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられること、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤り

は無く、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金裁定請求書の名前が「E」ではなく、「F」となっていることから、自分で記載したとすれば間違えるはずがなく、支払先の金融機関についても記載していないので、前回の審議結果に納得できないとし、再度申し立てている。

しかしながら、申立人は、上記1で記載したとおり、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者証を保有しており、当該被保険者証には、申立期間②に係る脱退手当金の支給手続において押印されたと認められる「脱」の表示があることから、申立人に申立期間②に係る脱退手当金が支給されたものと考えられる。

なお、申立期間②に係る脱退手当金の裁定請求書は、まず昭和47年6月2日に社会保険事務所にて一旦受け付けられているところ、当該裁定請求書における申立人の名前は、申立人の主張するとおり戸籍上の名前と相違している「F」と記載されている一方で、当該裁定請求書に添付して提出された厚生年金保険被保険者証の名前が「E」となっていることから、同年7月15日に氏名の変更・訂正届を提出するように指導したことが記載されている書類が当該裁定請求書と併せて保管されている。そして、当該裁定請求書は、同年8月9日に当該社会保険事務所にて再度受け付けられているところ、上記A社に係る被保険者名簿の申立人の欄には、同年8月15日に「E」から「F」に名前の訂正がされていることが確認できることから、当該再受付の際に氏名変更届が提出され、これに基づき、当該名前の変更が行われたものと考えられる。また、申立人は、A社退職後に被扶養者として加入した健康保険の被保険者証の名前についても「F」で発行されたものを使用していたと供述している上、現在、申立人が保有している申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者証の名前についても「F」となっており、しかも訂正も行われていないことから、当該脱退手当金の請求については、「F」という名前で手続が行われたと考えられ、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえなく。

したがって、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22022 (事案 2324 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 10 日から 38 年 3 月 21 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 5 月 16 日まで
③ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとする時期は、出産のために帰省していたので、脱退手当金の請求手続を行うこともできず、脱退手当金を受給した記憶も無いので、年金を受給できるように年金記録を回復してほしいと第三者委員会に申し立てたが、昭和 42 年 8 月 30 日に氏名変更されていること、一連の事務処理に不自然さが無いことなどの理由から記録回復は認められなかった。

私は、出産のために昭和 42 年 8 月 10 日頃に A 県の実家に帰省し、同年 * 月 * 日には出産をしているため、事務手続に関わることは不可能であり、脱退手当金を請求したことも受給した覚えも無い。また、私が申立期間③に勤務していた B 事業所の方及び当時の主人も、脱退手当金の請求及び受給の事務手続をするような人ではない。

さらに、申立期間①と②の間に勤務した 2 回の厚生年金保険被保険者期間が、未請求となっていることも不自然である。

第三者委員会の審議結果に納得できないので、今回は、昭和 42 年当時の育児に関する日記を提出し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間③に勤務した B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同事業所を退職後の昭和 42 年 8 月 30 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 9 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているな

ど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにおいても説明したように、B事業所退職直後の昭和42年8月10日頃からA県の実家に帰省し、同年*月*日に出産をしているため、申立期間に係る脱退手当金の請求等の事務手続きに関わることは不可能であり、また、申立期間①と②の間に勤務した2回の厚生年金保険被保険者期間が未請求となっていることも不自然であるので、前回の審議結果は納得できないとして、請求や受給ができなかった証拠としての昭和42年当時の育児に関する日記を当委員会に提出し、再度の申立てをしている。

しかし、申立人から提出された当該日記からは、当該脱退手当金の請求及び受給をしていないことを確認できず、また、脱退手当金の請求は、制度上、事業主等が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所（当時）においても、又は郵送でも手続きが可能である上、脱退手当金の受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が、A県の実家に出産のために帰省していたことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えない。

また、前述したとおり、申立人の氏名は、B事業所を退社した後の昭和42年4月*日に婚姻し、姓が変わった後に同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄において、脱退手当金の支給決定日に近接する同年8月30日に「C」から「D」に姓が変更されている。一方、昭和42年当時の社会保険事務所の氏名変更の事務処理においては、厚生年金保険被保険者が事業所に在職中であれば、事業主から社会保険事務所に氏名変更の届出を行い、また、当該被保険者が事業所を退職後であれば、当該被保険者から社会保険事務所に氏名変更の届出を行い、この届出を受けて氏名変更の処理を行っていた。このため、被保険者が改姓等により氏名変更した場合であっても、この氏名変更の届出がされない限り、社会保険事務所では、婚姻等の事実は分からないため、厚生年金保険被保険者名簿の氏名の変更は行えない。したがって、上記申立人の氏名変更については、申立人が既にB事業所を退社した後に処理が行われていることから、申立人又は身内の者がその届出を行ったものと考えられるが、この届出は、前回の通知においても記載したとおり、脱退手当金の請求手続きに併せて行われていることを踏まえると、当該請求手続きについても、申立人又は身内の者が行ったものと考えられる。しかしながら、申立人は、自分では請求手続きを行っていないと主張していることから、仮に、その主張が事実であるとすれば、当該身内の者が当該請求手続きを行ったものと考えられる。そして、当該身内の者が当該請求手続きを行ったとすれば、申立人が、申立期間以外に勤務し、しかも厚生年金保険被保険者であったことを知らずに当該請求手続きを行ったことは十分考えられる上、当時は、請求者から厚生年金保険被保険者期間の申出がなければ、社会保険事務所において、当該被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、申立期間①と②の間の2回の被保険者期間が未請求期間となっていることに不自然さはうかがえない。

したがって、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22023 (事案 14202 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月29日から36年8月17日まで

私は、申立期間に勤務したA社を退職したときに、同社の人から「お金を社会保険事務所(当時)に預けておくから、取りに行っても行かなくてもいいから、自分の好きにしてください。」と言われ、大分後になって社会保険事務所にお金を受取りに行ったが、金額が少なかったため、あれは脱退手当金ではなく、私は、脱退手当金を受給していないと前回、第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことを行うかがわかる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな資料等は無いが再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に勤務したA社の申立期間同時に退職した従業員に係る脱退手当金の支給記録及び当該従業員の証言などから、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたときに、当該脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を裁定庁へ回答したことが記録されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年1月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できず、再度申し立てているが、申立人からは、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

なお、申立人は、前回の申立て同様、「申立期間に勤務したA社を退職したときに、

同社の人から『お金を社会保険事務所（当時）に預けておくから、取りに行っても行かなくてもいいから、自分の好きにきなさい。』と言われ、大分後になって社会保険事務所にお金を受取りに行ったが、金額が少なかったので、あれは脱退手当金ではなく、私は、脱退手当金を受給していない。」と主張しているが、当該脱退手当金は、A社を退職してから、約 11 か月後の昭和 37 年 7 月 31 日に支給決定されたこととなっている上、申立人は社会保険事務所にお金を受け取りに行ったとしており、当時の申立人の年金・健康保険等の記録からみて、申立人に対して支払われたものは、当該脱退手当金と考えるのが自然である。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から同年9月1日まで
② 昭和41年10月1日から42年10月1日まで
③ 昭和55年10月1日から57年8月31日まで

代表取締役としてA社に勤務した申立期間①から③までの厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間①は、標準報酬月額が6万円のはずが、4万5,000円となっている。申立期間②は、標準報酬月額が6万円のはずが、1万6,000円となっている。申立期間③は、標準報酬月額が32万円のはずが、9万8,000円となっている。各申立期間に業績が悪化して報酬を引き下げた記憶は無いので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社の事業主である申立人は、保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間①及び②当時におけるA社の社会保険事務担当者から供述が得られず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないが、申立人は、「同社の代表者印は自分が管理し、書類の決裁については自ら確認して押印していた。」と供述している。

さらに、当該期間当時にA社に在籍していた取締役4名のうち、3名は既に死亡し、1名は、「私は製造担当であり、社会保険事務の取扱いは分からない。」旨供述していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る当該期間の標準報酬月額は、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、当該期間に代表取締役として、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間③について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同社が適用事業所でなくなった日（昭和57年8月31日）と同日付けで、当初、41万円と記録されていたものが、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員給与月額変更届によると、申立人の昭和55年10月の標準報酬月額は、従前額32万円から9万8,000円に改定されていることが確認でき、57年9月6日付けで同基金の受付印が押されていることが確認できる。

また、上記基金から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の昭和55年10月の標準報酬月額は、上記変更届と同様に、従前額32万円から9万8,000円に改定されていることが確認でき、57年9月1日付けで社会保険事務所（当時）の受付印が押されていることが確認できることから、A社は、オンライン記録と同様の届出を社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

一方、申立人は上記と同様に、減額訂正日においてA社の代表取締役であることが確認でき、「代表者印については自分で管理していた。自分が不在の時は妻に管理させていたが、書類の決裁については自ら確認して押印していた。」と供述していることから、厚生年金保険の届出事務に権限があったことが確認できる。

また、申立人がA社の任意整理を依頼した弁護士は、「一般的に任意整理の手続を進める場合、申立人の了承を得て、包括委任状をもらって各種手続を行っていたはずであり、当該事案も同様である。社会保険事務所に標準報酬月額の減額訂正の届出を行ったかどうかは記憶に無いが、事業主には全て報告することになっていたと思う。」旨供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意してい

たものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険事務に関する権限を有しており、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理について同意しながら、当該遡及減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間に会社の業績が悪くなったり、減給になったことはないので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主（申立人の夫）は、「申立期間当時の資料は、会社が倒産し任意整理したため、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保管していない。」と供述しており、申立人も、給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和 50 年 7 月の随時改定で、申立人と同様に標準報酬月額が減額処理されている従業員 2 名は、報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る昭和 50 年の厚生年金基金加入員給与月額変更届によると、標準報酬月額が 11 万円から 9 万 8,000 円に減額処理されており、同変更届の備考欄に「役付手当 50%カット」と記載されていることから、厚生年金保険についても、当該厚生年金基金と同様の随時改定の届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 50 年 7 月の随時改定において 9 万 8,000 円と記録されており、社会保険事務所による不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 4 月 30 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社の寮から通勤していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立期間当時の運行管理主任の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記運行管理主任は、「A 社は、社会保険の加入は正社員のみであった。また、3 か月から 6 か月間くらいの試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述していることから、同社は申立期間当時、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人が A 社の寮で同室であったとする同僚 2 名のうち 1 名については、同社に係る事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらず、他の 1 名は、申立期間より後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる上、申立人が同社入社時に既に勤務していたとする従業員は、申立人が入社したとする日（昭和 40 年 9 月）より後の昭和 40 年 10 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記運行管理主任は、「当時の従業員数は約 35 名くらいである。」と回答しているところ、上記被保険者名簿によると、申立期間の被保険者数はおおむね 7 名であることが確認できることから、当時、A 社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

加えて、A 社を継承した B 社の事業主は、「A 社の事業主は死亡しており、当時を知る者もおらず資料も無いことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況については不明である。」旨供述していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る上記被保険者名簿では、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から31年3月31日まで
② 昭和31年4月1日から34年9月1日まで
③ 昭和35年5月1日から36年2月28日まで
④ 昭和63年6月30日から同年9月22日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及び③並びにC社（現在は、D社）に勤務した期間のうちの申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に各社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社の所在地、仕事内容等を詳細に記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和25年5月28日から30年2月1日までであり、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認でき、当時の事業主は既に死亡しているため、同社から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、所在の確認できたA社の元従業員に照会したが、回答が無いため、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社と同一の所在地には、昭和30年8月18日に設立されたE社（現在は、F社）があるが、同社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和34年12月5日であり、申立期間①は適用事業所ではないこと

が確認できる。

その上、F社の現在の事業主は、昭和36年頃の火災により、書類を焼失したため、当時の資料は無いと回答しており、同社の事業主から、申立人のE社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②及び③について、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しているため、同社から、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているB社の同僚3名のうち、1名は同社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に名前が無く、残る2名のうち所在を確認できた1名に照会したが回答が無いいため、同僚から、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る商業登記簿謄本及び同社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた6名の社員及び従業員に照会したところ、唯一回答のあった社員は、申立人を記憶していないため、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和34年9月1日から35年5月1日までであり、申立期間②及び③はいずれも適用事業所でないことが確認できるとともに、申立人に係る厚生年金保険被保者台帳記番号払出票による資格取得日は34年9月1日となっていることが確認できる。

申立期間④について、D社の経理及び社会保険事務担当者の供述により、申立人は、当該期間にC社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、D社は、申立人の厚生年金保険の届出に関する書類を保存していないと回答しているため、同社から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④当時、C社と顧問契約を結んでいた社会保険労務士事務所は、当時の資料を保管していないと回答しているため、当該社会保険労務士事務所から、申立人の当該期間に係る被保険者資格喪失届について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、上記経理及び社会保険事務担当者のほかにも、C社において所在を確認できる従業員10名に照会したところ、5名から回答があったが、申立人を記憶している者がいないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 34 年 6 月 15 日まで

A 法人 B 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B 事業所には、昭和 30 年 5 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人 B 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、B 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、B 事業所の事業主は所在が不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立期間同時に A 法人 B 事業所において厚生年金保険に加入していた同僚及び従業員のうち、所在の確認できた 4 名に照会したところ、唯一回答のあった元同僚は、申立人の B 事業所への入所時期については不明であると供述しているため、申立人がいつから B 事業所に勤務したか確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A 法人 B 事業所は、昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、30 年 5 月から 34 年 4 月 30 日までは適用事業所となっていないことが確認できる上、上記元同僚は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

加えて、A 法人は、申立期間当時の資料が無いため、B 事業所に関しては不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月1日から同年12月31日まで
② 昭和38年4月1日から41年10月31日まで
③ 昭和41年10月31日から44年12月31日まで
④ 昭和46年1月1日から48年12月31日まで
⑤ 昭和49年1月1日から51年12月31日まで
⑥ 昭和56年3月1日から58年10月31日まで
⑦ 平成3年4月1日から4年12月31日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥及びG社に勤務した申立期間⑦について、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

また、申立人が記憶しているA社の同僚2名の氏名は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認することができず、当該同僚2名の連絡先は不明であることから、上記被保険者名簿から、申立期間①に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者がいないことから、これらの者から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記録は見当たらない。

- 2 申立期間②、③、⑥及び⑦については、申立人は、それぞれB社、C社、F社及びG社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、上記4社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B社及びG社については、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、当該2社の代表者を特定することができず、C社及びF社については、当該2社の商業登記簿に記載された事業主に照会しても回答が得られないことから、上記4社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、上記4社のそれぞれの事業主及び同僚等の氏名を記憶しているものの、いずれも連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の上記4社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうちの昭和39年4月から41年9月までの期間、申立期間③のうちの同年10月から44年3月までの期間及び申立期間⑥の全期間について、国民年金保険料の全額免除申請を行い、当該免除が行われていることが確認できる。

- 3 申立期間④については、申立人は、D社に勤務していたと申し立てているところ、同社の元同僚及び従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社において塗装業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和50年8月1日であり、当該期間については、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

さらに、D社において、昭和50年8月1日から厚生年金保険に加入している複数の従業員は、「会社が厚生年金保険に加入した昭和50年8月より前については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

- 4 申立期間⑤については、申立人は、E社に勤務していたと申し立てているところ、同社の元代表取締役の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年9月1日であることから、申立期間⑤のうち、同年1月1日から同年8月31日までの期間は、同社が適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人及びE社の経理担当者は、申立期間⑤当時20名ないし30名の従業員が勤務していたと供述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の厚生年金保険の被保険者となっている者は、8名程度である上、当該被保険者の中に申立人が記憶している同僚3名

の氏名も確認できないことから、当時、同社では、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

さらに、上記元代表取締役は、「申立人は、正社員ではなかったので厚生年金保険には加入させていなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、上記被保険者原票には、当該期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記録は見当たらない。

5 このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案22059（事案735及び7114の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月頃から28年5月頃まで

申立期間について、前々回の申立てではA社において、前回の申立てでは同社から独立したB社において、それぞれの会社で勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申立てをしたが、いずれも記録訂正はできないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として、申立期間当時に職場で撮影した写真を提出するので、両社のどちらで勤めていたのかは定かではないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前々回の最初の申立てにおいては、i) 申立人が勤務していたとするA社には、申立人の勤務等を確認できる資料等が確認できないこと、ii) 申立人が当時の上司、同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人が同社に勤務していたことを確認することができないこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の従業員は、申立人を記憶していないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時、A社からB社が分離されたため、B社に勤務していたとして、再度当委員会に申し立てしているが、同社についても、最初の申立てと同様の判断理由から、当委員会の決定に基づき、既に平成22年3月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として申立期間当時に撮影したとする写真を提出し、申立期間にA社又はB社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された上記写真は、撮影時期が不明で、しかも、撮影

場所が特定できない室内において、申立人のみが写っているものであり、当該写真から申立人がA社又はB社に勤務していたことや勤務していた時期などを確認することはできない。

このほか、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月16日から42年9月21日まで
平成11年4月に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際に、申立期間についても脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
申立期間の前に勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は、同社を退職したときに受給したが、B社に勤務した申立期間については、脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したB社と申立期間の前に勤務したA社の2社に係る2回の厚生年金保険被保険者期間を対象として、昭和42年11月28日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社に勤務した期間に係る脱退手当金については、同社を退職後に受給したが、B社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記申立期間後の支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めているA社に係る被保険者期間に、申立期間を加えた2期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立期間のB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているが、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、オンライン記録にあるA社における被保険者期間に申立期間を加えた脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 9 日から 35 年 8 月 13 日まで
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 43 年 10 月 19 日まで

60 歳になる前、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金という制度があることも知らなかったし、受給した記憶も無いので、よく調べてその支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA社の退社後約4か月経過した昭和44年3月10日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金裁定伺」、「退職所得の受給に関する申告書」等が保存されている。

そして、上記裁定請求書等の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、申立人とA社を同時期に退社して、同じ日に脱退手当金の支給決定記録のある女性従業員についても、「脱退手当金裁定請求書」が保存されており、当該裁定請求書と申立人の脱退手当金裁定請求書とは、いずれも同じ筆跡で記載されており、また、いずれの裁定請求書も、事業所の所在地欄には、同社の住所のゴム印が押されていることが確認できる上、当該女性従業員が「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと認められる。

さらに、申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の退職当時の氏名及び住所が記載されている上、当該裁定請求書及び申立人の脱退手当金裁定伺には、昭和44年3月10日に小切手交付済みの記録があり、退職当時の申立人の住所地に当該脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたものと考えられる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金

が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年10月19日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22065 (事案 245 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 2 日から 35 年 6 月 20 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たに同社の業務について思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務場所や勤務内容を詳細に覚えていることから、期間は特定できないものの A 社に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの資料が無いこと、事業所も申立人に係る資料を保管しておらず、従業員からも証言を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、と畜場が近くにあり仕入れ等に行ったこと、また、販売店に配達に行ったことを思い出したので再度調査してほしいと申し立てている。

このため、A 社の元従業員に照会したところ、複数の従業員がと畜場や販売店について申立人と同様の証言をしており、また、申立人が書いた申立期間当時の同社の見取図と元従業員 2 名が記載した同社の見取図は類似していることが確認できる。

しかし、再度、B 社に申立人に係る資料について照会したが、同社は申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できないと回答している。

また、上記従業員に申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、確認することができなかった。

以上のことから、申立人の新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき

新たな事情に当たらず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低額となっている。毎年昇給していたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低額になっているのはおかしい旨主張している。

しかしながら、C社から提出された申立人のA社及びB社における当該期間の被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の昭和 44 年 10 月の標準報酬月額は、改定前 6 万円から改定後 4 万 5,000 円、50 年 10 月の標準報酬月額は、改定前 14 万 2,000 円から改定後 13 万 4,000 円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C社は、「申立人の申立期間①及び②に係る賃金台帳、源泉徴収簿を保管していないため、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額が定時決定により低額になった経緯は不明である。」と回答している。

さらに、申立人と同様に申立期間①又は②に係る定時決定により、標準報酬月額が定時決定前より低額となっていることが確認できる複数の従業員に照会したが、回答のあった従業員全員が、標準報酬月額が低額となった理由は不明であり、また、保険料控除額を確認できる資料等は保有していない旨回答している。

加えて、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月頃から57年4月頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に印刷工として勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の回答から、申立人は、申立期間の一部期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の社会保険関係資料は保存しておらず、申立人の勤務の時期、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間前後に加入記録がある従業員に対し、自身の同社における勤務開始時期及び厚生年金保険の加入時期について照会したところ、7人から回答があり、3人は「一致している。」と回答し、一人は「分からない。」と回答しているが、残りの3人は、厚生年金保険の加入までの期間について、2年1か月から8年4か月の相違があることが認められる。

さらに、相違が認められる3人のうちの一人は、「入社後、厚生年金保険に加入していない時期があったことは承知していた。会社は加入させると保険料負担もある。途中から加入したのは、健康保険のことがあり、会社に話をして加入させてもらった。」旨供述している。これらのことから、A社では、申立期間当時、厚生年金保険の加入については、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、上記回答者7人について、雇用保険の加入記録を照会したところ、5人については雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致していないことから、A社においては、必ずしも、雇用保険の加入と同時に、厚生年金保険に加入させる取扱

いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで
終戦後に、A社で兄と一緒に駐留米軍の軍服等のクリーニングの仕事に従事していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び従業員からの回答により、期間は特定できないが、申立人がA社でクリーニングの業務に従事していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に係る資料を保存しておらず、当時の事業主及び同じ職場のクリーニング業務の責任者であったとする申立人の兄も死亡していることから、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶する複数の同僚のうち、連絡先が判明した一人に照会を行ったものの、回答を得られず、当時同僚であった申立人の妻もA社における厚生年金保険の取扱いについては不明である旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、連絡先が判明した複数の従業員に照会を行ったところ、一人から回答があり、同人は、申立人と一緒に仕事をした記憶はあるが、同社における厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

加えて、上記名簿では、申立人の記憶する複数の同僚が昭和 21 年 4 月に資格取得していることが確認できるものの、申立人のほか申立人の兄についても被保険者としての記録は確認できない。

その上、上記名簿では申立期間に係る健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。